

2019年4月10日

文部科学大臣
柴山 昌彦 様

全日本教職員組合
中央執行委員長 小畑雅子

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（通知）」にかかる要請書

「働き方改革一括法」の成立を受けて、政府は2月1日に人事院規則の「改正」によって国家公務員の勤務時間の上限を定めました。また、総務省は地方自治体に対して、人事院規則「改正」に準じて「国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じるとともに、平成31年4月から適用すべく条例の改正等」を行うよう求めています。

文科省は初等中等教育局長名で1月25日に都道府県および政令市の教育長に対し「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（通知）」（以下「通知」）を発出しています。

今回の「通知」は地方におけるガイドラインの策定を求めるにとどまらない重大な内容を含んだものになっています。特に「超過勤務命令の上限の設定等に係る各地方公共団体の勤務時間条例や人事委員会規則等との関係について」との留意事項で、給特法の対象となる「教育職員についても、『超勤4項目』の業務に従事する場合には、…今般の総務省通知等を受けて各地方公共団体において改正等が予定されている条例や人事委員会規則等の対象から教育職員を除く必要はなく…所要の措置を講じること」としています。

給特法（給特条例を含む）は「原則として時間外勤務を命じない」としています。また「限定4項目」についても「臨時又は緊急のやむを得ない必要がある時に限る」としています。文科省の「通知」は「限定4項目」に国家公務員の「超過勤務の上限時間」を当てはめることを容認するもので、全教として認めるわけにはいきません。そのような立場から、下記のことを強く求めるものです。

記

- (1) 「通知」に記載されている「(2) 超過勤務命令の上限の設定等に係る各地方公共団体の勤務時間条例や人事委員会規則等との関係について」の項目を撤回すること。
- (2) 「限定4項目」については「臨時又は緊急のやむを得ない必要がある時に限る」とされており、勤務時間条例等で上限が定められた場合であっても、給特法の規定を厳格に守るよう指導すること。

以上